

電気料金メニュー約款

【従量電灯】

(取次用)

2018年6月25日実施

株式会社エネアーク中部

## 目次

第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 料金メニュー約款の変更	1
第4条 契約種別	2
1. 選択メニュー【エネアークでんき従量電灯B】	2
(1) 適用条件	2
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
(3) 契約電流	2
(4) 電気料金	2
2. 選択メニュー【エネアークでんき従量電灯C】	3
(1) 適用条件	3
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	3
(3) 契約容量	3
(4) 電気料金	3
第5条 日割計算	4
附 則	5
別紙1 一般送配電事業者ごとの標準周波数	6
別紙2 再生可能エネルギー発電促進賦課金	7
別紙3 燃料費調整	8
別紙4 日割計算の基本算式	13

## 第1条 適用

株式会社エネアーク中部（以下「当社」といいます。）は、小売電気事業者である株式会社エネアーク関東（以下「小売電気事業者」といいます。）が供給する電気に関する需給契約の取次ぎを行っており、この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ小売電気事業者が電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものであり、この料金メニュー約款実施の際現に電気料金メニュー約款の従量電灯（2016年7月19日実施）の適用を受けている場合に適用いたします。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。

## 第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

### 1. 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月末日までの期間、2月1日から4月末日までの期間、3月1日から5月末日までの期間、4月1日から6月末日までの期間、5月1日から7月末日までの期間、6月1日から8月末日までの期間、7月1日から9月末日までの期間、8月1日から10月末日までの期間、9月1日から11月末日までの期間、10月1日から12月末日までの期間、11月1日から翌年の1月末日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

### 2. 貿易統計

関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

## 第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

## 第4条 契約種別

### 1. 選択メニュー【エネアークでんき従量電灯B】

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙1（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。

#### (3) 契約電流

契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙3（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙3（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙3（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙3（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙3（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

##### (a) 基本料金

基本料金は、本約款13（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	690 円 12 銭
契約電流 40 アンペア	920 円 16 銭
契約電流 50 アンペア	1150 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1380 円 24 銭

##### (b) 電力量料金



(a) 基本料金

基本料金は、本約款 13（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 6 キロボルトアンペア	1380 円 24 銭
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	230 円 4 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 55 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 55 銭
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 75 銭

## 第 5 条 日割計算

当社は、お客さまが本契約にもとづく電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。

- (1) 当社は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号、同(2)号、同(3)号もしくは同(4)号または第 2 項(1)号、同(2)号もしくは同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。
  - (a) 基本料金は、別紙 4（日割計算の基本算式）1.(1)により日割計算をいたします。
  - (b) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別紙 4（日割計算の基本算式）1.(3)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別紙 4（日割計算の基本算式）1.(2)により日割計算をいたします。
  - (c) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別紙 4（日割計算の基本算式）1.(4)により算定いたします。
  - (d) 前各号によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号または第 2 項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。また、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(2)号または第 2 項(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

## 附 則

### この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2018年6月25日より実施します。

別紙 1 一般送配電事業者ごとの標準周波数

一般送配電事業者	標準周波数
北海道電力株式会社	50 ヘルツ
東北電力株式会社	50 ヘルツ ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60 ヘルツ
東京電力パワーグリッド株式会社	50 ヘルツ ただし、群馬県の一部は 60 ヘルツ
中部電力株式会社	60 ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ
北陸電力株式会社	60 ヘルツ
関西電力株式会社	60 ヘルツ
中国電力株式会社	60 ヘルツ
四国電力株式会社	60 ヘルツ
九州電力株式会社	60 ヘルツ



## 別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の使用電力量とします。
3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間  
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とし、以下本別紙 2 において同様とします。）からその翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。
4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定  
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2.の使用電力量に上記 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。
5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置  
再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記 4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとしします。  
なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

### 別紙3 燃料費調整

#### 1. 燃料費調整額の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

##### (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

##### (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

##### (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

##### (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

##### (3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

## 2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

## 3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

【北海道電力株式会社】

項目		値
係数	$\alpha$	0.4699
	$\beta$	なし
	$\gamma$	0.7879
燃料価格	X	37,200
	Y	55,800
基準単価（1キロワット時につき）		19 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

【東北電力株式会社】

項目		値
係数	$\alpha$	0.1152
	$\beta$	0.2714
	$\gamma$	0.7386
燃料価格	X	31,400
	Y	47,100
基準単価（1キロワット時につき）		21 銭 1 厘

【東京電力パワーグリッド株式会社】

項目		値
係数	$\alpha$	0.1970
	$\beta$	0.4435
	$\gamma$	0.2512
燃料価格	X	44,200
	Y	66,300

基準単価 (1 キロワット時につき)	22 銭 8 厘
--------------------	----------

【中部電力株式会社】

項目		値
係数	$\alpha$	0.0275
	$\beta$	0.4792
	$\gamma$	0.4275
燃料価格	X	45,900
	Y	68,900
基準単価 (1 キロワット時につき)		22 銭 9 厘

【北陸電力株式会社】

項目		値
係数	$\alpha$	0.2303
	$\beta$	なし
	$\gamma$	1.1441
燃料価格	X	21,900
	Y	32,900
基準単価 (1 キロワット時につき)		15 銭 8 厘

【関西電力株式会社】

項目		値
係数	$\alpha$	0.2985
	$\beta$	0.2884
	$\gamma$	0.4300
燃料価格	X	40,700
	Y	61,100
基準単価 (1 キロワット時につき)		21 銭 1 厘

【中国電力株式会社】

項目		値
係数	$\alpha$	0.1543
	$\beta$	0.1322
	$\gamma$	0.9761
燃料価格	X	26,000
	Y	39,000
基準単価 (1 キロワット時につき)		24 銭 1 厘

【四国電力株式会社】

項目		値
係数	$\alpha$	0.2104
	$\beta$	0.0541
	$\gamma$	1.0588
燃料価格	X	26,000
	Y	39,000
基準単価 (1 キロワット時につき)		19 銭 2 厘

【九州電力株式会社】

項目		値
係数	$\alpha$	0.1490
	$\beta$	0.2575
	$\gamma$	0.7179
燃料価格	X	33,500
	Y	50,300
基準単価 (1 キロワット時につき)		17 銭 6 厘

#### 別紙 4 日割計算の基本算式

1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
  - (1) 基本料金、または最低月額料金を日割りする場合  
1月の該当料金×(日割り計算対象日数/前月の検針日が属する月の暦日数)
  - (2) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合  
各段階料金適用電力量=各段階の閾値×(日割り計算対象日数/前月の検針日が属する月の暦日数)  
算定された各段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。
  - (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合  
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
  - (4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合  
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、次のとおり読み替えるものといたします。
  - (1) 電気の供給を開始した場合  
供給開始日の属する月の暦日数といたします。
  - (2) 本契約が終了した場合  
本契約の終了(解約または解除を含み、以下同様とします。)日が属する月の暦日数といたします。
  - (3) 一般送配電事業者があらかじめ定めた検針日と翌月の検針日との間に電気の供給を開始し、かつ本契約を終了した場合  
供給開始日の属する月の暦日数といたします。
3. 本約款第 13 条(料金の算定および算定期間)第 1 項(2)号または第 2 項(2)号に該当する場合の上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と読み替えるものといたします。
4. 1.から 3.にいう検針日は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量日と読み替えて適用します。